資料5-3-1

# 貸金業制度等のあり方について

オリックス株式会社 代表執行役 藤木保彦

2005年6月29日

## 目 次

- 1) オリックスの営業資産
  - 1-1) オリックスの個人向け貸付金
  - 1-2) オリックスの法人向け貸付金
- 2) 問題意識
  - 2-1) 貸金業法の対象範囲
  - 2-2) 金利について
  - 2-3)「法人向け貸付」と「個人向け貸付」
  - 2-4) 「法人向け貸付」と現行規制
- 3) 提案(貸金業制度の全面見直し)

## 別紙

- 1 みなし利息に関する規定の比較
- 2 現行貸金業法の具体的規制の疑問点、問題点
- 3 銀行と貸金業者の金利表示の違い
- 4 民事再生法と個人再生の特則 (概要)
- 5 個人保証問題の考え方
- 6「営利法人自己責任貫徹型」の場合の考え方案

## 図表

- A 法人向け貸付金イメージ MAP
- B 貸金業制度の見直し案

# 1) オリックスの営業資産 (2004年3月末現在)

(単位:億円)(\*1)

	セグメント資産			
セグメント		内営業貸付金		
			内個人向け(*2)	個人向け貸付金の内、主な商品
法人金融 サービス事業	18,070	6,580	_	
レンタル事業	1,470	_		
不動産関連 ファイナンス事業	9,090	7,940	5,040	オリックス信託銀行の住宅ローン
不動産事業	3,100	90	_	
生命保険事業	5,820	2,070	_	
その他の事業	4,130	3,070	3,020	オリックス・クレジットのカードローン
米州	4,730	1,250	N.A.	
アジア大洋州	4,130	1,240	N.A.	
欧州	570	90	N.A.	
(合計)	51,100	22,350	N.A.	

<sup>\*1:</sup>単位を億円と表示していますが、集計の関係上、十億円単位にまとめておりますので、連結財務諸表と若干の誤差が生じることがあります。

<sup>\*2:</sup>個人向け貸付金については、便宜上、個人向け住宅ローン残高を不動産関連ファイナンス事業に、カードローンその他の残高をその他の事業に表記しております。

# 1-1)オリックスの個人向貸付金





# 1-2)オリックスの法人向貸付金

## (⇒図表Aご参照)

#### 融資



法人のお客さま向けに設備投資資金や運転資金などの融資を行っています。たとえば、不動 産事業者が行う特定のマンション分譲事業について、事業性を見極めたうえで不動産を担保 は開発から販売までの期間の融資を行ったり、お客さまが賃貸ビルなどの収益物件を購入する際の資金のご融資を行います。

また、サービス業を営むお客さま向けに新規出店を行う際の土地・設備の購入資金をご融資したり、売掛債権を担保とするご融資を行っています。オリックスグループでは常にお客さまのニーズに合わせた融資をご提供できるよう努めています。

#### 医療・福祉向け関連ファイナンス

一般的に新規開業の際の資金や開業後の運転資金は、不動産等の担保をもとに融資が行われますが、オリックスの「医療・福祉 向け関連ファイナンス」は従来の融資の形とは異なり、お客さまの事業性を重視しご融資いたします。お客さまの資金調達の選択 肢を広げる画期的な融資方法です。

- クリニック新規開業ファイナンス。
- ▶ 保険医療機関・介護保険指定事業者向けファイナンス

#### ノンリコースローン



事業性を判断材料にお客さまの不動産取得・開発資金をご融資いたします。ノンリコースローン(非選及型融資)の特徴は、債務履行の責任財産を対象不動産および賃貸(または販売)収入のみに限定し、その他の財産への債務履行請求を行わないというものです。ノンリコースローンはこれまでオリックスグループが不動産プロジェクトに融資を行う際に、不動産の将来収益について充分に検討を行ってきたノウハウを活用することで可能になった融資の仕組みです。

<プンリコースローンご利用のメリット>

- 賃貸(または販売)収入だけを返済原資とすることが可能です。
- 取組方法によっては資産・負債のオフバランス化が可能です。
- 万一、債務不履行が生じた場合は対象不動産の売却代金以上は免害となります。

- ●商業施設、店舗施設、賃貸ビル、倉庫などへ の投資ニーズや開発ニーズへの対応
- □不動産担保ローン
- □ノンリコースローン
- ロブリッジローン
- ●運転資金、季節性資金等、無担保で自由に使 える資金ニーズへの対応
- 口中小企業向け無担保ローン
- ●代金回収までの資金ニーズや効率的な資金 管理ニーズへの対応
- 口売上金回収システム
- □一括支払いシステム
- □キャッシュ・マネジメント・システム
- ●プロジェクトや事業性のキャッシュ・フローをベースとした資金ニーズへの対応
- ロプロジェクト・ローン
- □シンジケート・ローン
- □PFI
- □医療・福祉向け関連ファイナンス
- ●借入れと株式調達との中間的な資金ニーズへ の対応
- □劣後ローン
- □収益連動金利特約付ローン
- 口(株式転換型)新株予約権付ローン

# 2) 問題意識

# 多様な資金ニーズへの対応



- ① 個人の保護
- ② 金融サービスのインフラ整備



- 不十分
- 2 足枷
  - 2-1) 貸金業法の対象範囲
  - 2-2) 金利について
  - 2-3)「法人向け貸付」と「個人向け貸付」
  - 2-4) 「法人向け貸付」と現行規制



貸金業制度の全面見直し?

# 2-1) 貸金業法の対象範囲

貸金業法 第2条 「貸金業」とは、金銭の貸付け又は金銭の貸借の媒介で業として行うもの。ただし、次に掲げるものを除く。

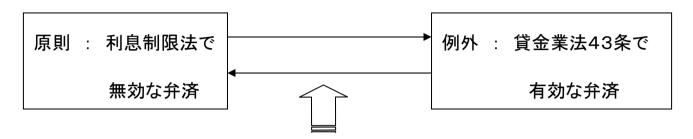
	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
1号	国、地方公共団体が行うもの	
2号	他の法律に特別の規定のある者が行うもの	銀行、保険会社など
3号	物品の売買、運送、保管、売買の媒介を業とする者が その取引に付随して行うもの	商社、運送会社、倉庫会社など
4号	事業者がその従業員に対して行うもの	
5号	資金需要者等の利益を損なうおそれがないと認められる貸付けを行う者(政令指定)が行うもの	①公務員職員団体、労働組合 ②公益法人、学校法人 ③短資会社 ④住宅金融会社(住専) ⑤商品代行会社
		⑥コール資金貸付を行なう投資法人



- (1) 『貸金業』を行う者には、貸金業規制がかかる者とかからない者が存在する。 業態間の規制の不一致、競争条件の格差がある。(イコールフッティングとはなっていない。)
- (2) 『事業者向貸付』を行っている登録貸金業者の実態として、大半が、実際に「資金需要者等の利益を損なうおそれがないもの」ではないか。
  - ・ 本懇談会金融庁配布 参考資料1-2 p.26「貸金業者の営業形態別業務状況(平成 16 年 3 月末)」を見ると、「事業者向貸付金」(27.1 兆円)の大部分(82%)を「事業者向貸金業者」が占める。この金額中には、大企業グループ会社内貸付、大企業・銀行等の金融子会社による貸付が多く含まれていると思われるが、詳細は不明。個人保証(商エローン)問題をおこした貸金業者による貸付額は、その営業資産規模等を考慮すれば、全体から見ればほんの一部に過ぎないものと思われる。

# 2-2) 金利について

●グレーゾーン金利制度は、法制度としておかしい。 「利息制限法」と「出資(金利取締)法」とで2段階で挟み、その間を「貸金業法」で有効・無効。



書面上の細かな記載事項の差で、左右を移動する

- ⇒ 「海外投資家には特異な世界」
- ●そもそも「金利」とは、「元本使用の対価で、貸付額と貸付期間に比例して支払われる金銭」のこと。 また、「資金」の貸付(融資)という商品(サービス)の「値段」である。
- ●「みなし利息」の範囲も、「利息制限法」「貸金業法」と「出資(金利取締)法」とで範囲が不統一。 外部へ支払われる費用までも、みなし利息として織り込まなければならない合理性は何か。

(⇒ 別紙1 「みなし利息に関する規定の比較」ご参照)

●通称「出資法」は、「受信」行為と「与信」行為という反対の行為を規制しながら、通称は「受信」行為である「出資法」と略称され、分かりにくい。金利規制の法律を統一して分かり易くする必要があるのではないか。

「受信」行為 : 1条(出資金)、2条(預り金)

「与信」行為: 3条以下(金融機関の浮貸し禁止、金銭貸借媒介手数料、高金利処罰など)

# 2-3) 『法人向け貸付』と『個人向け貸付』

	『法人向け貸付』	『個人向け貸付』
需要者	経済活動のために擬制された存在。	実在。
需要者の資金の	事業・投資に利用。	主に消費。
利用目的	(事業収入を得るための資金。)	
	その借入金を用いて行う事業・	
コスト負担	投資から得られる収益性との関係。	個人の収入との関係で自ずから限界あり。
	(事業性判断の問題。)	
マーケット規模(※)	27. 1兆円(58%)	19. 7兆円(42%)
平均金利(※)	3. 78%	21. 36%
ビジネスモデル	オーダーメードから定型商品まで、ニーズ	机6/1-(十字形态 B
	に応じた多種のバリエーションが存在。	一般的には定型商品。
	事業譲渡。再生。消滅。	
債務不履行の後は	(経済活動のために擬制された存在→	債務整理と再生。
	利益を上げられなくなれば消滅する場合もある。)	
これまでの主な問題点	個人保証(商エローン)問題(*)	不当な高金利、過剰貸付、悪質な取立て
	個人休証(向エローン/问題(*/	多重債務

- (※) 本懇談会金融庁配布 参考資料1-2 p.25「貸金業者の貸付種別貸付金残高(平成16年3月末)」、p.27「業態別貸出約定平均金利(平成16年3月末時点)」より
- (\*) これまで、個人保証(商エローン)問題は、法人向け貸付に関連する問題として取り上げられたが、個人からの悪質な回収、取立てという点では、実は個人債務に関わる問題として、法人向け貸付自体とは、別の問題として整理できるのではないか。

# 2-4) 『法人向け貸付』と 現行規制

貸金業法による具体的規制の内容は、実務面から見て、問題あると思われるものが多く存在する。 それらを 別紙2 (現行貸金業法の具体的規制の疑問点、問題点)としてまとめ、その一部を以下に記載する。

- ◇ (A)個人向貸付を想定した場合(商品の定型性、情報の非対称性など)に妥当かもしれないが、法人向貸付の視点からみた場合、運用上の規制と現実のずれや、そもそもの必要性から疑問のあるもの
- ◆ (B)銀行の貸付に係る規制との均衡上、問題のあるもの

## ●17条 書面

規制の概要	疑問点、問題点	
「実質金利」の表示義務	銀行にはこうした規制なく、金利表示の競争条件が異なる。銀行と比較可能な共通の	
(B)	表示方法とすべきである。(⇒ <mark>別紙3</mark> 銀行と貸金業者の金利表示の違い)	
交付書面の記載事項	法人には借入は難しいものではなく、情報の非対称性の問題はないと思われ、そもそ	
(A)(B)	も17条書面のようなものの交付は必要だろうか。	
	法人向け貸付の場面で、疑問に思う代表事例)	
	・「実質金利」の計算や表示が適さない場合について、法律が対応できていないこと。	
	・ 借主から不要といわれた場合でも、貸付の都度、同じ担保関係書類のコピーを交付すること。	
	・ 借主から提出された取締役会議事録、納税証明書などのコピーも交付すること、・・・など。	
保証人への書面交付	法人の保証人に対して、契約概要説明書、契約詳細説明書や契約書といった3種類	
(A)(B)	の書面をわざわざ2度に分けて交付することに意味があるのだろうか。	

# ●18条 受取証

規制の概要	疑問点、問題点
「受取金額の利息、元本	弁済予定表(支払日、支払金額、利息・元本の内訳、弁済後元本が記載されているも
への充当額」の記載(A)	の)が予め交付されていて、これに従って弁済されているものについて、受取証書にお
	いても利息・元本充当額を重ねて記載する必要はあるのだろうか。

# ●24条 債権譲渡の規制

規制の概要	疑問点、問題点
貸金業者の貸金債権を	借入時に交付した17条書面と同様の内容の書面を、債権譲渡時にあらためて交付す
譲受ける者の17条書面	ることに、債務者保護の観点からどういう意義があるのだろうか。
交付義務(A)	また、債権流動化による資金調達において、信託銀行へ裏付け資産を譲渡した際に、
	サービサー(資金回収者)が変わらず、債務者の混乱を避けるため債務者対抗要件
	である譲渡通知を留保する場合、法の文言上は17条書面交付義務に違反することに
	なってしまうが、元々の制度設計自体が問題ではないか。

# 3) 提案 (貸金業制度の全面見直し)

(⇒図表 B ご参照)

- ●「個人向け貸付」と「法人向け貸付」とを区別する考え方があり得るのではないか。個人事業主は個人として考える。
- ●その場合、個人債務者保護策を措置しながら、「法人向け貸付」については、取引の自由と、それによる国民・経済社会の利益に重点をおき、「営利法人自己責任貫徹型」としてはどうか。
- ●個人保証債務問題については、以下で手当て。悪質な取立てを防止するために(統一)個人債務公正取立法、民法特例による個人保証債務の範囲(利息)制限を検討。また、新たに法人経営者などへの民事再生手続きの特則での対応を検討。
- (⇒ 別紙4「民事再生法と個人再生の特則(概要)」、別紙5 「個人保証の問題の考え方」、

別紙6「「営利法人自己責任貫徹型」の場合の考え方案」ご参照)

現行
貸金業の規制等に関する法律
利息制限法
出資の受入れ、預り金及び
金利等の取締りに関する法律
民事再生法

## 提案

## 「個人貸付事業法」

- ▶ 業者規制
- ▶ 個人信用情報の利用・管理制度の整備

## 統一「個人債務公正取立法」

### 統一「金利等規制法」

- ▶ 刑事金利と民事金利の一本化 (現行貸金業法 43 条(任意支払のみなし弁済)も削除)
- ▶ 個人等向け貸付のみの規制(営利法人は規制対象外)
- ▶ 民法特例として「個人保証債務(利息)の制限」

### 出資の受入れ、預り金の取締りに関する法律

▶ 「金利等の取締り」の部分は統一「金利等規制法」へ統合

民事再生法に「個人保証債務に関する特則」を追加